

長岡造形大学授業料等の減免制度について

長岡造形大学では、家庭の経済事情あるいは不測の災害などのため、授業料の納付が著しく困難な学生に対し、授業料および実習料の 2 分の 1 を減免する制度を設けています。

この度、この制度の適用を希望する学生を募集しますので、以下に基づき申請してください。

1. 減免額および減免方法

- ・減免額：授業料（年額）535,800 円、実習料（年額）50,000 円のそれぞれ 2 分の 1。
- ・減免方法：当該年度の後期分の授業料、実習料の納入を免除することにより減免とします。

2. 学業条件・家計条件

減免の申請にあたっては、以下の学業条件と家計条件のいずれも満たす必要があります。

<学業条件>

学年		条件
学部	1 年次	前期終了までに 20 単位以上を修得していること
	2 年次	前期終了までに 60 単位以上を修得していること
	3 年次	前期終了までに 94 単位以上を修得していること
	4 年次	前期終了までに 118 単位以上を修得していること
大学院	修士課程	大学等及び大学院における成績が優れ、将来、研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を備えて活動することができることと認められること。 大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込があると認められること。
	博士（後期）課程	大学等及び大学院における成績が優れ、将来、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力を備え活動することができることと認められること。 大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込があると認められること。

<家計条件>

以下の(1)～(3)のいずれかに該当する学生

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の定めによる保護を受けている世帯に属する者
- (2) 学生と生計を一にする家族全員が、市町村民税が非課税である者
- (3) 天災その他特別の事情により、市町村民税の減免を受けた者の世帯に属する者

※1年以内に学資負担者の死亡や天災等により家計が急変し、授業料の納付が困難になった場合など、特別な事由がある方はご相談ください。

3. 減免対象外の学生

- (1) 出願前1年以内に学則上の懲戒処分を受けた者
- (2) 出願前1年以内に進級要件、卒業要件を満たさず留年した者。
ただし、疾病又は留学により休学し留年した者を除く。

4. 申請手続き

<申請期限>

令和元年8月29日(木) 17:00 厳守

<提出書類> ※原本の提出をお願いします(コピー不可)

必須書類	申請者は必ず①、②、③を提出してください	
	① 授業料等減免申請書 (本学指定書式、保証人欄を除いて学生本人が記入のこと)	
	② 住民票の謄本 (保護者の属する世帯の住民票)	
③ 生計を一にする家族全員(就学者を除く)の所得証明書または(非)課税証明書		
追加書類	以下のいずれかの該当者は上の①、②、③に加え、それぞれに対応する書類を提出してください	
	生活保護法(昭和25年法律第144号)の定めによる保護を受けている世帯に属する者	生活保護受給証明書
	天災その他特別の事情により、市町村民税の減免を受けた者の世帯に属する者	罹災証明書及び被害額を証明できる書類、市町村民税減免通知書の写し

5. 決定

令和元年9月下旬

採択、不採択とも決定通知書を送付します。

6. 問い合わせ先

長岡造形大学 学務課 学生係 電話0258-21-3381

(対応時間 月曜日～金曜日 8:30～17:00)

※事務局夏期休業 8月12日(月)～8月16日(金)